

長崎県医療ソーシャルワーカー協会細則

(目 的)

第1条 この細則は規約第26条により会務を行なうために必要な事項を定める。

(総会の招集)

第2条 総会の招集は、事前に会議の日程、議事その他必要な事項を全員に通知するものとする。

(会務の分担)

第3条 本会に次の係を置く。

- (1) 事務局 本会の事務所として、会員の入退会に関すること、会員・関係機関との連絡調整、各係間の会務調整に関すること
 - (2) 企 画 例会その他本会の運営に必要な企画。
 - (3) 研 修 会員の教育、調査、研究に関すること及び九州協議会研修部会との連絡調整に関すること。
 - (4) 広 報 会誌、事例集、編集発行など医療ソーシャルワークの普及啓発に関すること。
 - (5) 会 計 会計に関すること。
2. 前項の各係の責任者は担当理事とし、責任者相互またはその係内において、適宜、連絡会議を開くことができる。

(会 計)

第4条 会計は別に定めた『会計規定』に則り運用する。

(役員選出)

第7条 理事及び監事は、立候補のあった者を総会により信任を問い、選出する。

2. 立候補者が役員の数を超える場合は、選挙を行なう。
3. 信任を受けた者が定数に満たない場合は、必要な役員を選挙によって選出する。

(細則の改廃)

第8条 本細則を改廃するには理事会において3分の2以上の議決がなければならない。

(細則の施行)

第9条 本細則は、理事会において承認された日から施行する。

昭和38年 5月15日
昭和52年 4月23日改正
昭和53年 4月 1日改正
昭和59年 4月 1日改正
昭和60年 4月 1日改正
昭和63年 4月 1日改正
平成 元年 4月27日改正
平成 3年 4月27日改正
平成 6年 5月28日改正
平成12年 6月 3日改正
平成22年 6月 6日改正
平成26年 1月16日改正
平成28年 5月23日改正